

長崎市告示第614号

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年10月22日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱（平成14年長崎市告示第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

改正後	改正前
（入札参加資格） 第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、<u>第9号の規定の適用を除外することができる。</u> (1)～(9) [略] [削る]	（入札参加資格） 第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、<u>第9号から第11号までに掲げる規定の適用を除外することができる。</u> (1)～(9) [略] <u>(10) 開札日の前日から起算して10日前に当たる日から開札日の前日までの期間に市長又は上下水道事業管理者が執行した他の建設工事に係る業務の委託契約の制限付一般競争入札において落</u>

[削る]

札をした者（この号の規定の適用を除外した建設工事に係る業務の委託契約の制限付一般競争入札において落札した者を除く。）でないこと。

[削る]

(11) 同一年度中に市長又は上下水道事業管理者が執行した建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、6 件以上（長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱（平成 9 年長崎市告示第 5 9 号）第 2 条に規定する共同企業体による施工対象工事に参加する場合にあっては、7 件以上）の落札をした者でないこと（この号の規定の適用を除外した建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において落札した場合を除く。）。

(12) 開札日の前日から起算して 1 月前に当たる日から開札日までの期間に市長又は上下水道事業管理者が執行した建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1 件の落札価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。）（落札者が共同企業体の構成員の場合にあっては、落札価格を当該構成員の共同企業体への出資比率に応じて按分した額）が 1 億 5 千万円以上の落札をした者でないこと。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の公告に係る入札から適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。